総会議事録(第4回)

- 1 開催日時 令和4年7月27日(水) 13時15分~15時20分
- 2 開催場所 第8会議室
- 3 出席委員(33名)
 - 〇農業委員(16名)

会長 11番 田添 利弘

 1番 城山 正巳
 2番 浅井 和巳
 3番 山口 明美
 4番 渡邉 重徳

 5番 田川 康浩
 7番 山口 光則
 8番 吉﨑 邦幸
 9番 朝長 洋子

 10番 松下 善光
 12番 高見
 健 13番 渡邊 和秋 14番 冨岡 勝真

16番 川本 康代 17番 山田 武人 19番 山道喜久美

〇農地利用最適化推進委員(17名)

1番 原 正人 2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之 10番 川副 博司 11番 山上 傳 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸□裕子 16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員(4名)

- 〇農業委員(2名)
 - 15番 寺坂 哲郎 18番 山口 和夫
- 〇農地利用最適化推進委員(2名)

12番 井本 忠之 15番 森 良広

- 5 議 題 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
 - 第5号議案 非農地証明願の件
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
 - 第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
 - 第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
 - 第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域除外)
 - 第10号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について(一部変更)
- 6 事務局局長長石弘顕 課長補佐西浦公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第4回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

〇会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

〇会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

15番 寺坂 哲郎委員、18番 山口 和夫委員、12番 井本 忠之及び15番 森 良広推進委員から欠席の届出があっています。

〇会長

次に、本日の議事録署名人を、8番 吉﨑邦幸 農業委員、12番 髙見健 農業委員に お願いします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、議事に入ります。

1ページ、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番三浦、今村町の農地、地目田 現況 畑、合計面積1324.56㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が経営する畜産関係の運搬車両のトラック5台、従業員車両6台及び賃貸駐車場10台の合計21台分の露天駐車場とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高〇、33㎡で、砕石舗装を施し擁壁を設けるとしています。

周辺には、農地はありません。雨水は側溝を設け、既存の集水桝に接続し河川放流するとしています。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

〇議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、今村町と溝陸町の境目にあたります。ここは、もともとここは水田でした。 1メートルぐらい低くて、大雨のときには、いつも冠水していました。当初、30年7月に は水田を畑に転換して地目変更するということで、嵩上げして野菜を作る計画でしたが、経 営者が高齢になられて、もう農業できないということで、その当時の計画を撤回されまし た。今回、4条で転用したいということです。この方は、数十年前からおがくずを県内はも とより、佐賀県、福岡県の大川市、その辺から仕入れて県内の畜産農家に販売されていま す。そういうことで現在は、自宅にトラックを駐車されています。それを、今回転用される ところに置かれるということで、周辺に農地はありませんので、別に問題ないと思います。 皆様のご審議をよろしくお願いします。

〇議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。 1番三浦について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番三浦は許可相当とします。 続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、水田町の農地、地目 畑、面積276㎡、申請者は、記載のとおりです。 本件は、申請者が経営する建設会社の建設車両等9台の露天駐車場を整備するための転用 です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用で、砕石舗装を施し敷地境界は、既存の擁壁が設置さ

れています。雨水排水は隣接道路の水路等へ放流するとしています。資金については、預金 通帳の写しを確認しています。

〇議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明のとおり、去年まではすぐ隣に農地があったのですが、農転が今年かけられまして、周りはもうほとんど農地もありません。隣はすぐ建物が建っていますので、特別に問題はないと見てまいりました。以上です。よろしくお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

〇議長

それでは、お諮りします。 2番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。 続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積490㎡、申請人は、記載のとおりです。 本件は、平成9年に県道空港一松原線整備時の収用に伴い、代替え地で取得。当初は、苗 床として利用していたが、平成11年に自宅農舎が手狭になり、農機具倉庫、駐車場及び無 人販売所1棟を、許可を得ずに設置していた事案の追認案件となります。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は自然流下としています。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地との境界は擁壁が設けてあります。資金については、転用済みであり不要であることを確認しています。

本申請に際して、顛末書が提出されています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは今、事務局から説明のとおりで、すでに転用済みです。それで、簡易追認許可相当ってことで申請が上がっているのですけど、さっき言いましたようにすでに転用済ですので、何も支障をきたすことはありません。ご審議よろしくお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。 3番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

次に、2ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。

お諮りします。1番鈴田は、3ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」2番鈴田と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田、第3号議案2番鈴田は、一括して審議することとします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」、1番鈴田、中里町の農地、地目 畑、面積270㎡、当初申請者及び継承者は、記載のとおりです。本件は、昭和57年8月30日に県から転用許可を得て、一般個人住宅を建築予定であったが、当初申請者の事情で住宅建築が不要となったため転用計画を断念していたものです。このため、継承者が自己住宅を建設したいということで計画変更申請書が提出されたものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」2番鈴田、中里町の農地、地目 畑、面積270㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建て1棟を建築するための転用です。場所、及び地区の指定は第2号議案で説明のとおりです。

被害防除計画では、切土最高O.5m、土留め工事を施すとしています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺には、北側と東側に農地があります。住宅ローン仮審査終了書を確認しています。

〇議長

それでは、1番、及び第3号議案2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明 をお願いします。

〇委員

今、事務局の説明のとおり、ここは昭和57年に転用申請が出て、許可がおりたところです。理由があって、実施できなかったということで、現在は、地権者の方が家庭菜園をされたり保全管理をされたりして、荒れてはおりませんでした。今回、ここを買って家を建てたいということで、譲受人の方が申請をしていますが、ここは住宅地に囲まれておりまして、農地も近くにはない。農地の相中にはどこも民家が建っていますし、特に問題ないと思われます。雨水排水も、市道もすぐそばを通っていますし、何ら問題ないと思います。

被害防除計画については、すぐ近くに畑はないけれども、何かあった時のためということで、その周辺農地の方と話し合いをされて、何かあったら責任を持って処理しますということの念書までつけてあり、念には念を入れてのことかなと思いました。特に問題ないと思いますけども、皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

〇議長

1番鈴田、及び第3号議案2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田、及び第3号議案2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番鈴田は承認相当とし、第3号議案2番鈴田は許可相当としま

す。

続いて、3ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番三浦、溝陸町の農地、地目田と畑 現況 畑、合計面積1,024㎡、併用地を含めた全体面積1,054.18㎡。 併用地は、賃貸人所有の雑種地と用悪水路です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。 契約は賃貸借です。

本件は、賃借人の事業所へ通勤する従業員用30台、事業用15台の計45台分の露天駐車場を整備するための転用です。

スライドをご覧ください。場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.2m、切土最高1.6mで、防護壁を設けるとしています。隣接に農地はありません。雨水排水は計画地内に雨水路を設置し既存の側溝に接続放流。資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、4年ほど前にパチンコ店の駐車場として、転用していたが、1年もしないうちに解散した。その次に、その近くの工事をするということで資材置き場とされて、それからは草だけはたまに払ってあったのですが、それが今度この駐車場ということで、もう前も一回駐車場になっていたので、何も不都合はないと思って見てまいりました。審議の方よろしくお願いします。

〇議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○事務局

一応、補足をさせていただくと、4年前にあった駐車場というのが、パチンコ店工事のための一時転用っていう形で、それはもう復旧届が出て、農地に復旧されています。そのあと、公共工事に伴う許可不要の使用届けというのがありまして、それも復旧の届出が出ておりまして、今は農地に戻っていて、今回駐車場にするための転用申請が出ているものになります。以上です。

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。 続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場1丁目の農地、地目 田とため池 現況は田、合計面積681㎡、併用地を含めた全体面積772.03㎡。併用地は里道の一部の88.34㎡で、開発地の通路の占用について道路管理課と協議済みです。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が2区画の宅地分譲するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高2m、切土最高2m、擁壁を設けるとしています。計画地内 通路に雨水路を設置し既存の側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続すると しています。隣接農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、今スライド画面に出ています道に、赤の矢印がある左側、その先が田んぼだった ところが以前許可されて宅地になっている場所の近くです。それで、これには溜め池という のがありますけども、ため池は右手の道路のところで、埋め立てられてもう畑になっており ました。周りは住宅になっていますので、何ら問題ないと見てまいりました。皆さんのご審 議よろしくお願いします。

〇議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。 続いて、4番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、久原2丁目の農地、地目 田、面積922㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が経営する会社に土捨て場として造成して貸与する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.9m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地内に素掘り側溝、沈砂池を設け、既存の側溝に接続放流。隣接農地はありません。資金については、譲渡人が運営する会社で造成するため事業費は発生しないことを確認しています。

〇議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは今説明があったように、医療センターの東側の急斜面の下の方なのです。市道が通っている所の部分です。そこに残土を捨てるという計画でされています。排水も日照も何ら問題ないと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○事務局

少し補足説明をさせていただきたいと思います。申請が土捨て場で会社への貸与ということで本来、土捨て場については一時的な転用しか許されないということで、申請者に確認をとりまして、会社所有の建設現場の土を仮置きして、また運び出したりするいわゆる資材置き場としての計画であることを会社側に確認しています。以上です。

〇委員

今ちょっと問題なっています。盛土のどこか崩れた所です。ついでに聞きますけど、土捨て場とか盛土とかこういうのは確か、規定というか新しく法律がありましたが、何メートルまでいいとかそういうのがあるのですか。

○事務局

高さ要件もあるのですが、都市計画課の方に確認をとりました。市内にある土捨て場、資

材置き場を含めて、対象となる場所はないということを確認しています。対象となる規模になるところはないというところです。

〇委員

大規模じゃなかったらいいわけですか。なぜかというと、ちょっとうちの町内でこういう所があるのです。そこから常に濁った水が出るのです。一回ちょっと山の方に崩れたのです。そこで、環境保全課に言ったら、濁った水は問題ない。しかし川はずっと濁っているのです。こういうのが、大村でも何ヶ所かあるようですが、そのままなのです。崩れたところをちょっと固めて、もうこれ以上崩れないからって。この前の盛土の問題で、どれぐらいの規定があるかと思って質問したのですけど、土捨て場とかでそこから出た水については、濁っていても全く問題ないわけですか。

○事務局

基本的に、残土については廃棄物にはならないっていうことです。当然、瓦れき等も含まれている建設現場のものについては、廃棄物処理法にかかるということで、法的な廃棄手続きの書類が必要になるのですが、残土置き場等は、特に問題ないということです。そこから流れる水も、自然の土から流れるものということになっています。

○委員

農地からだったらわかるのですけど、こういう手を加えたところから出る水も OK なのですか。残土というのは自然じゃない。農地じゃないところから出る水も濁っていてもOKなのですか。農地だったら、それは問題ないと思うのですよ。環境に聞いても返事がなかったですよ。

○事務局

そういったことで、ある程度土を貯める場所には穴を掘って、調整地、沈砂池とかできるだけ濁りを沈殿させて上澄みだけ流すようなことをやっていただいていますが、それ以上のものをなかなか法的に求めることは難しい状況ということとなっています。

○委員

書類的には、何もしなくても農地の雨水と一緒というとらえ方ですかね。

○事務局

そうなります。自然の土というものであれば、今のところ規制する方法がないというところです。

〇委員

結局、後から濁っていると言っても一緒ということです。何も行政としては指導する法がないということです。

〇委員

確かに、熱海の災害が残土関係で大きな事故が起きてから、法律的に改革とかがあっています。2ヶ月前に県の常設審議委員会でも、そういう内容の情報をいただいていますので、今度、研修会の時にでもそこら辺が皆さんに行き届くように少し説明してもらいたいと思います。

○委員

濁った水とかは環境はOKですとしか言ってないのです。でも、地区の人は濁らないようにしてもらいたい。それは当然です。でもそれを行政が全く法で縛れない。そうであれば、農業委員会が許可を下ろさないしか方法はないと思うのです。許可を出さないって言ったら法に触れるって言われると思うのです。そこらへんをどうにかできないものかなと思うのです。

〇委員

こういうことはやっぱり、「そうですか」で終わっていたら、スッと消えてしまうと思うので、常に声を出して意見を出して、常に行政に届くようにそういう要望というのは、声に出していった方がいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

〇議長

それでは、お諮りします。 4番大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。 続いて、5番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、73㎡、併用地を含めた全体面積1422.2 6㎡。併用地は、譲受人が所有する山林、原野等1349.26㎡です。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地5区画と道路を造成するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高4.7m、切土最高1.6m、擁壁を設けるとしています。 雨水排水は計画地内の道路に側溝を新設して既存の側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下 水道へ接続するとしています。隣接農地は、併用地北側にみかん畑があります。資金につい ては、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

〇議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここの南側の方は一昨年だと思いますが、宅地開発された部分です。その続きの部分で、 併用地はもう宅地です。事務局の説明のとおり、畑のところはみかん畑です。申請地は、そ この併用地から一段窪んだところの里道に入った狭いところが、農地が残っている部分です。 里道と、申請地の下も宅地ですので、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方よろし くお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

〇議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番西大村を議題とします。お諮りします。6番西大村は、6ページ第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

〇議長

ご異議がありませんので、6番西大村、第4号議案1番西大村は、一括して審議すること とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6ページをお願いします。第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積349㎡、当初転用者及び継承者

は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和48年2月26日に転用の許可を受け、自己住宅を建築する予定でしたが、転用許可を受けた当時、転勤が多く大村市で自宅を建設予定でしたが、通勤等の利便性から現住所の市外に自宅を建設したため、転用を実行する必要がなくなったため、今回、継承者が建売住宅2棟を建築したいということで計画変更申請書が提出されたものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

4ページをお願いします。6番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積349㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建売住宅2棟を建築するための転用です。場所、及び地区の指定は第4号議案で説明のとおりです。

被害防除計画では、盛土最高O.5m、境界に擁壁及び土留めのコンクリートブロックを施すとしています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺には、北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、6番及び第4号議案1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、東側の雑種地は先般、奥の宅地に入っているところの入口として転用された部分です。奥の宅地が大体 5、60 坪ありますので、その先の田んぼまでは何ら影響はないと思います。もうここもほとんども耕作はされておらず、ただ管理している状態ですので、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方よろしくお願いします。

〇議長

6番西大村及び第4号議案1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とし、第4号議案1番西大村は、承認相当とします。

続いて、7番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積277㎡。使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借です。本件は、自己住宅木造平屋建て1棟を建築するための転用です。

スライドをご覧ください。場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.3m、擁壁を設けるとしています。農地との境界は、宅地をコンクリート張りして土留めを施すことを確認しています。雨水排水は、計画地内に側溝を新設して道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。隣接農地は、使用貸人の農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここの農地は、もう長年耕作されておらず、ほとんど管理のみの畑です。義理の親子同士 の貸借ですので、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方をよろしくお願いします。

○議長

7番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

7番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、7番西大村は、許可相当とします。 続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積3,934㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は、売買です。本件は、譲受人が分譲宅地17区画、道路、公園、及びゴミステーション等を造成するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.7m、敷地は土留め工事を施すため、土砂の流出はない

としています。雨水排水は計画地内に道路に雨水路を設けて既存水路の集水桝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。西側に隣接農地があります。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されたとおりです。面積的には約4,000 ㎡。竹松の中ではすごく優良な農地なので、もったいないという感じがします。ただ、本人が手放すってことあれば仕方ありません。周辺には、迷惑掛ける農地も無いようです。ご審議の方お願いいたします。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

〇議長

それでは、お諮りします。 8番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。 続いて、9番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積2,104㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が所有する事業用の25トントラック17台分の駐車場を整備するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O.58~O,26m、砂利舗装で擁壁を設けるとしています。 雨水排水は、既存側溝へ放流するとしています。隣接農地が北と東側にあります。資金に ついては、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

委員4人で見てまいりました。ご覧のとおり、道に面しています。奥に畑があるのですけれども、間に細い道が入っていて、特に何の問題もないかと思います。駐車場の計画ということですので、問題はないと見てまいりました。審議のほどよろしくお願いします。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。 続いて、10番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、黒丸町の農地、地目 田 現況 畑、合計面積440㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建て1棟を建築するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O. 4~O. 2m、計画地の境界には、土留め工事と緩衝地を設けるとしています。雨水排水は計画地から隣接の使用貸人の畑の地下に排水管を埋設し、既存水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。

なお、雨水の水路接続については、水利組合の承諾が得られています。また、畑の地下の 排水についても、地権者からの承諾が得られています。

南側に、使用貸人の隣接農地があります。周辺農地は、北と東側に畑があります。資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

申請者は、申請地の隣の実家の長男である。立派に家があるのにと尋ねたら、子供たちが、もう小学校に行くようになるので転校させるのは嫌だからここに定住するため作られるそうです。さっき事務局が言われたように、周りの問題は何もないです。それで、水利組合の承諾書もありましたし、そして平屋建てということですので、日照関係も何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。 続いて、11番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑と田 現況 畑、合計面積1,819㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地7区画、専用通路を整備するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.4m。擁壁を設けるとしています。雨水は計画地内道路に雨水路を設け既存側溝へ放流するとしています。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。隣接農地が東と南側にあります。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

スライドで見てのとおりですが、新幹線の高架下です。新幹線が西側にあって、東側に宅

地が建っています。ご覧の通り新幹線側の道と、あともう一つ西側に道が通っています。宅地と畑がありますけど、ここには今現在、擁壁があって区分がはっきりしています。南側の畑は、石積みですけど現在耕作をされていない状態です。何ら問題はないと思って見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

11番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

11番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、11番竹松は、許可相当とします。

次に、7ページ第5号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「非農地証明願の件」、1番萱瀬、中岳町の農地、地目 畑 現況 雑種地、面積3.61㎡、申請人及び利用者は記載のとおりです。申請地は、令和2年7月豪雨災害により、当該地を含む周辺の山林が崩壊したため、農地への復旧が困難となり、現状は、県の災害対策事業により治山ダムとなっています。以上、非農地証明書の交付基準に該当していると考えられます。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員

先日、委員4人で現場を見てまいりましたけれども、この地はかねてより萱瀬地区の砂防というのか、水がよく集まるところで、危険地域で対策をして欲しいということで市の方にも要望に出しかけていた所です。事務局の説明のとおり、2年前の7月6日の大雨で流されて、先日見たところ、砂防ダムの立派なものが作られていました。スライドの写真に赤い線で囲ってある部分が農地ということで、ほんの僅かなところです。そういう状況ですので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

〇議長

ただ今の1番萱瀬に対して、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。 1番萱瀬について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、承認することといたします。

次に、8ページ、第6議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題と します。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番鈴田 平町の農地、 地目 田、面積2,337㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稲の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番松原 東野岳町の農地、地目 田と畑 現況 畑、合計面積3,985㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は、7月4日に青年等就農認定を受けています。技術習得支援研修期間中、大玉トマト農家で技術指導を受けています。施設営農によるトマトを中心に作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第6号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

〇議長

それでは、第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、第6号議案は、承認することとします。

次に、9ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を 議題とします。

お諮りします。本議案は、10ページ、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。 それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」 及び第8号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に記載の集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1番は、第7号議案1番鈴田、第8号議案の1番鈴田、小川内町の農地、地目田、合計面積1,737㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は普通野菜の作付けを計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2番、第7号議案2番鈴田、第8号議案2番鈴田、中里町の農地、地目 畑、面積692㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稲を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3番、第7号議案3番鈴田、第8号議案3番鈴田、中里町の農地、地目 田、面積1,362㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は施設野菜を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の4番、第7号議案4番竹松、第8号議案4番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積1,468㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は施設野菜を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の5番、第7号議案5番竹松、第8号議案5番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積2,946㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は施設野菜を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

4番と5番、同じ地権者が、それぞれの方に中間管理機構を通して貸しているみたいですが、貸借権と使用貸借権の違いと、金額も借り賃が有るのと無いのでどういう違いがあるのか尋ねます。

○事務局

契約の種類の件を、説明します。貸借権、2種類です。契約使用料が発生するのが賃貸借契約で、無料で貸してもらえるのが使用貸借権というもので、違いがあります。

無料で借りられる農地については、施設が建っていまして、この施設が痛んだ時の補修、 修理代について、土地を借りられる方が負担しているという状況であり、賃借料はいらない と地権者の同意があったということです。

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び第8号議案について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案については、承認することとし、第8号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、11ページ、第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域から除外)」を議題とします。1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域から除外)」は申請地を農用地区域から除外することについて、農業委員会に対し市長から意見を求められているものです。

1番鈴田、平町の農地、地目 畑、面積1,999の内433.47㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。スライドをご覧ください。場所は、スライドのとおりです。写真の黄色部分が農用地となります。除外手続き後は、5条の許可申請を提出し、申請者の孫世帯の個人住宅を建築する予定です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は自然流下。汚水と生活雑排水は計画地内に合併浄化槽・浸透桝を設置するとしています。隣地農地は、申請者の所有農地です。

〇議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

23日に6名で見に行ってまいりました。この地域は昔は、みかんが植わっていたところです。それで、西側の田んぼに面して、農道が走っていますが、その農道と高さが一緒ぐらいにみかんが生えていました。それを広くして、今度はイチゴのハウスを建てられました。また、今度はイチゴのハウスを解体して、今は畑ですかね。野菜を植えたりしてあります。そこに、申請者のお孫さんが家を作るということですが、道より低く東の山の方に土砂も大分広げてあるのです。そして、山林部分は急な崖になっています。その谷底は今、私達の地区で問題になっている、工場から汚水が流れている鈴田川の上流部になってます。ここから、山林はかなり急傾斜で、川で一気に下っています。

そこに浄化槽をして、その下に丸く掘って、栗石なんかを入れて土に浸透させようという 予定の様です。しかし、50 メートル以上高さが谷まであるので、おそらく地中には浸み込ま ずに斜面を流れると思われます。全部谷底まで地主の方の土地でもありません。そして、あ と一つは、雨水の自然流水ですよね。そこの側溝もはっきりありません。これもおそらく谷 に流れるような仕組みだと思います。

西側の道の隣には田があって、用水路が走っていますけど、その用水路にもし繋いだとしても、その用水路の下った地区の田の用水路がまた走っているのです。それに直接入るようになっているので、私が代表している水利組合で、話し合いをしたのですけど、これは駄目だということになったのです。それで、6人で話した結果、ちょっとこれは問題ありということで、話をしました。どうぞ、協議をお願いいたします。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○事務局

ちょっと事務局の方から補足をさしていただきたいと思います。今回は農用地除外についていかがかということで、市長から意見をこの農業委員会に確認されている。ただ農業委員会としましては、この後出てくる転用の実効性、周辺農地へ影響がないかというところも、今後合わせもって判断する必要がある中での調査結果だと思っています。そういったことで、事務局としましても、合併浄化槽の放流について、保健所からの見解の文書を寄せています

ので、担当から読ませていただきたいと思います。

○事務局

浄化槽の放流について、県央保健所の方から意見がきていますのでお伝えします。大村市の環境保全課と県央保健所の方で現地の確認を行われたそうで、協議した結果、浄化槽の放流口に大きな溜枡を設け、深さ 20 から 30 センチ以上にして、中に栗石を敷き詰めていただければ、処理水を地下浸透で排水しても構わないということで、保健所と環境保全課の方で協議をしたということです。当然、浄化槽の定期的な清掃や管理を怠らないようにすることが前提となる、ということになっています。以上です。

○事務局

やはり、合併浄化槽の埋設放流先について、地区の皆様ご心配いただいています。そういったことをうけて、保健所から、環境への影響がない一番道側に、埋設しなさい。そういったことを、先ほどあった溜枡を設けて栗石を置きなさい。定期的な保全点検しなさいという条件が出されています。これを崖側に設置した場合、表土が緩くなって流れ出すと、いうことを心配しての指示があったと確認しています。以上です。

○委員

さっきも言いましたけどかなり急斜面で、平たいところに穴を掘ったら自然に浸透はするかもしれないですが、この斜面ではちょっと、近くに変えても東側は全体が谷になっているから土に浸透する。初めの何メーターかは入るかもしれないけど、後で絶対に出てくるような地形なのです。それで、申請者の新しく建築予定のところの相中で、最近大雨の時に2回ほどがけ崩れをしたりしてると近所の方から聞いたんです。かなりやっぱり危険な感じがします。

○委員

この基準が単純に考えると、山の中に、周り 100mから 50mとか山も畑も田も自分のところです。真ん中に、山の中に家を建てます。流すところがないから栗石をしてそこに保健所の指示、環境の指示で流していいです。今度はその反対側の谷に、鈴田峠の方から入ってきた所の事業者の汚水がその平川というところに今、問題があって、規制がまだ厳しくない時のものが残っている。

一つのモデルとして、山の中に家を建てたいと言っているのです。自分の土地の周りの中に、それで排水がないから、保健所、環境保全課は、栗石を使って、20 センチから 30 センチ入れて流しなさいよって言っているけど、その水が下のどこに行くか分かりませんよという心配がある。そうすると、下水が近くにあるのです。右に 150から160mのところに。そこまでパイプで持っていけば、市の下水道があります。今から先、ここだけじゃなくて、整備しとかないと、山の中に家を建てるが、汚水の問題が生じる。この頃もありました。工場からの排水の問題が生じた町内です。だから、このあたりで少し整理をして、ここがどうのこうのっていうモデルみたいな感じです。それがいいのかどうかという大きなモデルだと

思います。

ここは 1 種農地になりますが、農用地が外れたら転用ができることになります。そのあたりの整備をしておかれた方がいいかなと思います。先ほど説明された中では、そういった環境は、もうまさにその地区にはいっぱいあるということです。費用はかかりますが、下水道にパイプを引っ張っていけばできないこともないのです。大村市全体に農地を外してするという分があると思いますが、そのあたりを整理をしておかないと、あの時は良くて今度は駄目だとかになっていきますと、受ける側も大変だと思います。整理をしていただきたいと思います。

○委員

これまでの農業委員会の審議の中で、農用地除外については、五つぐらいの要件があったと思うのです。その要件の一つにでも該当するのかどうか、あるいは全部の要件を満たすのかどうか、これをもう一回おさらい的に、その案件と比較して判断をされてはどうかと思う。私の判断では除外の要件は満たさないというふうに思います。

〇議長

大変難しい問題です。今、言われたそういう要件等につきましても、事務局の方でも整理 しなければいけない面もあります。1番鈴田につきましては、一応保留というようなことで よろしいか。

く異議なし>

○議長

続いて2番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、寿古町の農地、地目 畑、面積928㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。スライドをご覧ください。場所は、スライドのとおりです。現地は、用水路で区切られた場所で、隣接は雑種地となっている場所です。除外後は、雑種地を併用地とした5条の許可申請を提出し、申請者の経営する建設会社が現在保有している3か所の建築資材置場を集約する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は自然流下、汚水と生活雑排水は発生しないとしています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほどの、農用地区域の設定また除外の基準。これ、農業委員会の手帳 23 ページに載っ

ています。確認をお願いします。この申請地の農地は 10 年ほど前に地主さんのおばあちゃんが葱を作ったり、よく耕作をされていました。亡くなられてから現在は全く使われておりません。そのために草が生い茂り、木まで生えている状態です。近隣の農地からは、大きい水路がそこを通っていて、分断されているような状況です。

この周りは、基盤整備が済んでいて、特に他の農地への影響があるような所でありません。

○議長

それでは、2番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

〇議長

それでは、お諮りします。

2番福重については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重については、支障のない旨を回答することとします。 次に、追加議案として上程しました、第10号議案「令和4年度最適化活動の目標の設定 等の一部変更について、事務局から説明をお願います。

○事務局

第10号議案「令和4年度最適化活動の目標の設定等(一部変更)」について、ご説明します。5月の定例総会で、この最適化活動の目標設定につきましては、お諮りしてご了解をいただいたところですが、その後、6月15日付で農水省の方から再度、記載方法と記載例の通知があり、その内容と照らし合わせをしましたところ、一部、記入しないでいいところが1件と、目標数値を少し多く設定した案件が1件ありましたので、変更点のみ説明をさせていただきます。

資料の13ページをご覧ください。新規発生遊休農地の解消ということで、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、5月の総会時点では、9.6 ヘクタールということで、令和3年度の緑区分の数字を入れていたわけですが、今年パトロールで回った緑の数字が来年度目標設定する時に、ここに入るということですので、今回ここは空欄ということで変更をさせていただきます。

続きまして 14 ページをご覧ください。権利移動面積ということで、新規参入促進の目標面積を記載するようになっていますが、ここが 5 月の総会時点では、左側から平成 28 年度、29 年度、平成 30 年度、一番右側に平均を書くということになっておりましたけれども、ここが、中間管理事業の面積を除くということで、農水省から通知がありましたので、この数字を除いた数値に変更をしています。左側から 17.2、30.1、18.1、平均が 21.8

ということで変更になります。

その下は、その平均の 1 割以上を目標面積とするとなっておりましたので、前回が 4.2 ヘクタールでしたけれども、変更しまして、2.2 ヘクタールという目標設定にする案件となります。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長

それでは、第10号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

〇議長

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、第10号議案は、提案のとおり決定することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。